

Ⅰ 計画の策定にあたって

I 計画の策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

人は誰しも食べることで命を繋いでいます。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とその後の巨大津波の襲来（以降「東日本大震災」とします。）を経験した現在、食の大切さ、ありがたみは、市民が身にしみていることと思いますが、食への思いや食の楽しみ方は、年代、性別、育ち、地域、暮らし、職業、健康状態などによって個々人で異なります。

近年の食生活は、外食産業の発達や手軽さを重視した食事選びなどで、多様化が進みました。慌ただしい日々の生活を送る中で「食」をないがしろにしがちになり、家族や友人などと食卓を囲む機会が減り、一方では低栄養や無気力、一方では、肥満や生活習慣病の増加など、様々な問題を生じさせています。また、流通の広域化・グローバル化が進む現在、東日本大震災で明らかになったように供給の寸断の危険性、化学薬品の残留や放射性物質の影響により食の安全・安心が脅かされている社会的な問題も懸念されます。

こうした中、再び郷土の良さを認識し、地産地消の取組を推進することで復興を進める時期がやってきました。

本市では、平成21年3月に「食育推進計画」（第1期）を策定し、同年「食を活かした元気な石巻」都市宣言を行い、海、山、川、田畑がある、豊かな食に恵まれた風土を活かした取組を推進してきました。

東日本大震災後の計画となる第2期の「石巻市食育推進計画」では、国の「第2次食育推進基本計画」、県の「第2期宮城県食育推進プラン」との整合を図りつつ、市の上位計画である「石巻市総合計画」、「石巻市震災復興基本計画」を基幹に据えて、復興期を支える食育の取組として、特に食文化の継承と地産地消の取組を重点的に推進し、計画の基本理念である『石巻の「すこやかな体と心を育む豊かな食」を未来へつなごう』の実現のため、今後5年間の新たな施策展開を図ることとしました。



2 国の方向性

国では、食育基本法の理念に基づき、平成18(2006)年3月に、平成18(2006)年度から平成22(2010)年度までの5年間を対象として、「食育推進基本計画」を策定しました。5年間で全国的に食育は着実に推進されてきているものの、生活習慣の乱れからくる糖尿病等の生活習慣病の増加、子どもの朝食欠食、家族とのコミュニケーションなしに一人で食事をとるいわゆる「孤食」や、あるいは高齢者の低栄養等、食をめぐる諸課題への対応の必要性はむしろ増していることを受け、平成23(2011)年3月に「第2次食育推進基本計画」を策定しました。

また、平成22年に成立した「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に基づき、食育と地産地消を一体的に推進するため、国は平成23年に「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」を策定しました。

食育推進基本計画のコンセプトは、“周知（第1次）”から“実践（第2次）”へ

第1次

【 第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針 】

- 1 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- 2 食に関する感謝の念と理解
- 3 食育推進運動の展開
- 4 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- 5 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- 6 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農産漁村の活性化と食糧自給率の向上への貢献
- 7 食品の安全性の確保等における食育の役割

第2 食育の推進の目標に関する事項

第3 食育の総合的な促進に関する事項

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

第2次

3つの重点課題と7つの基本的な取組方針

【 3つの重点課題 】

- 1 生涯にわたるライフステージに応じた中断ない食育の推進
- 2 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- 3 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

【 7つの基本的な取組方針 】

- 1 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- 2 食に関する感謝の念と理解
- 3 食育推進運動の展開
- 4 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- 5 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- 6 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- 7 食品の安全性の確保等における食育の役割

※4つの基本的方向と目標については次頁をご覧ください。

第2次食育推進基本計画の「4つの基本的方向」と「目標項目」

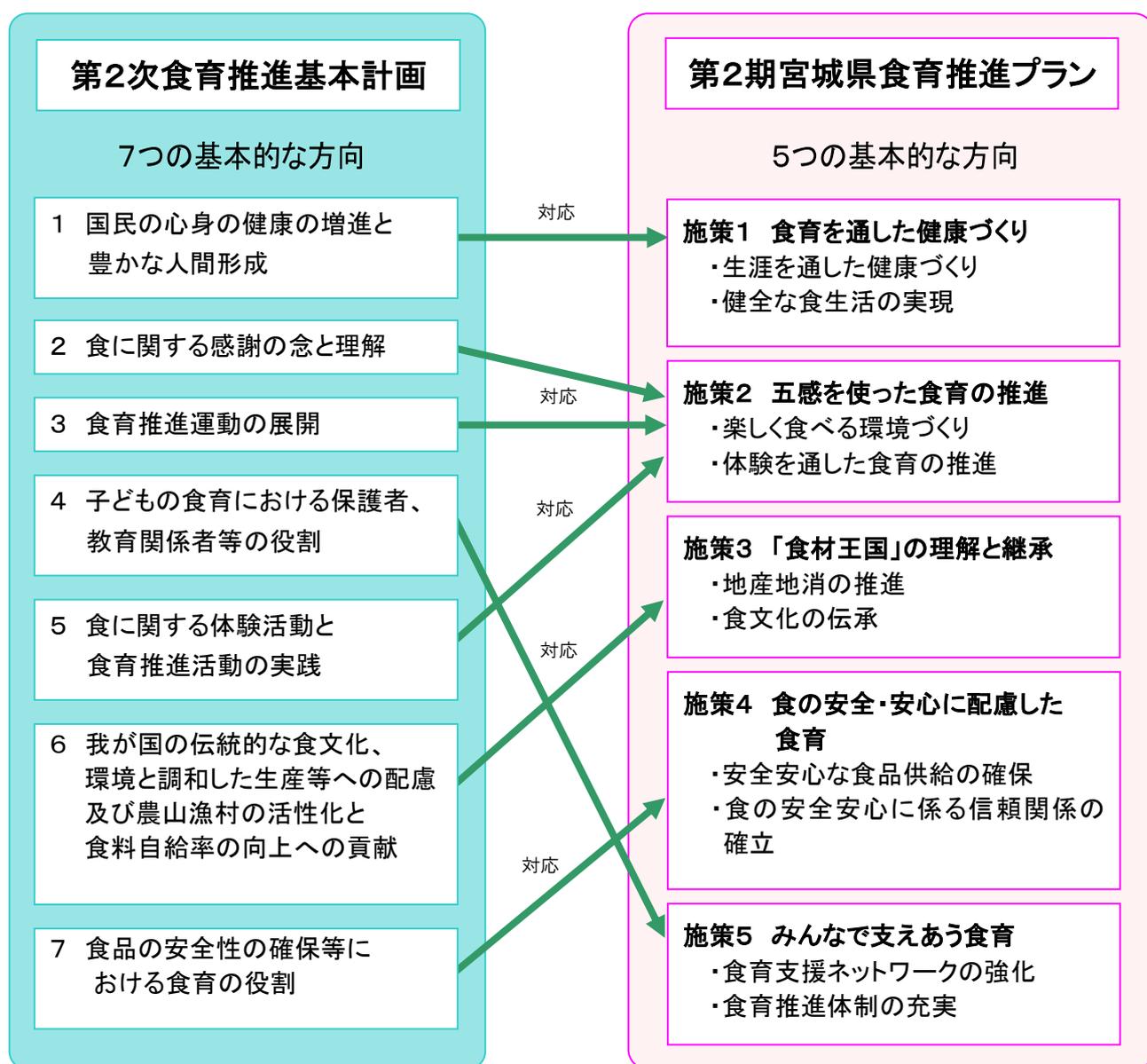
4つの基本的方向	課題(主な目標項目)
第1 食育の推進に関する 施策についての 基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> ●国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成 ●食に関する感謝の念と理解 ●食育推進運動の展開 ●子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割 ●食に関する体験活動と食育推進活動の実践 ●我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農産漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献 ●食品の安全性の確保等における食育の役割
第2 食育の推進の目標に 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●食育に関心を持っている国民の割合の増加 ●朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加 ●朝食を欠食する国民の割合の減少 ●学校給食における地場産物等を使用する割合の増加 ●栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加 ●内臓脂肪症候群の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加 ●よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加 ●食育の推進に関わるボランティアの数の増加 ●農林漁業体験を経験した国民の割合の増加 ●食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加 ●推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加
第3 食育の総合的な促進 に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭における食育の推進 ●学校、保育所等における食育の推進 ●地域における食育の推進 ●食育推進運動の展開 ●生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等 ●食文化の継承のための活動への支援等 ●食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進
第4 食育の推進に関する 施策を総合的かつ 計画的に推進する ために必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な関係者の連携・協力の強化 ●地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進 ●世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握 ●推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用 ●基本計画の見直し



3 県の方向性

国が示した7つの基本的な方向を踏まえ、「第2期宮城県食育推進プラン」では、食育基本法・食育推進基本計画を継承かつ第1期プランの取組を一層充実させるべく、5つの方向を示しています。

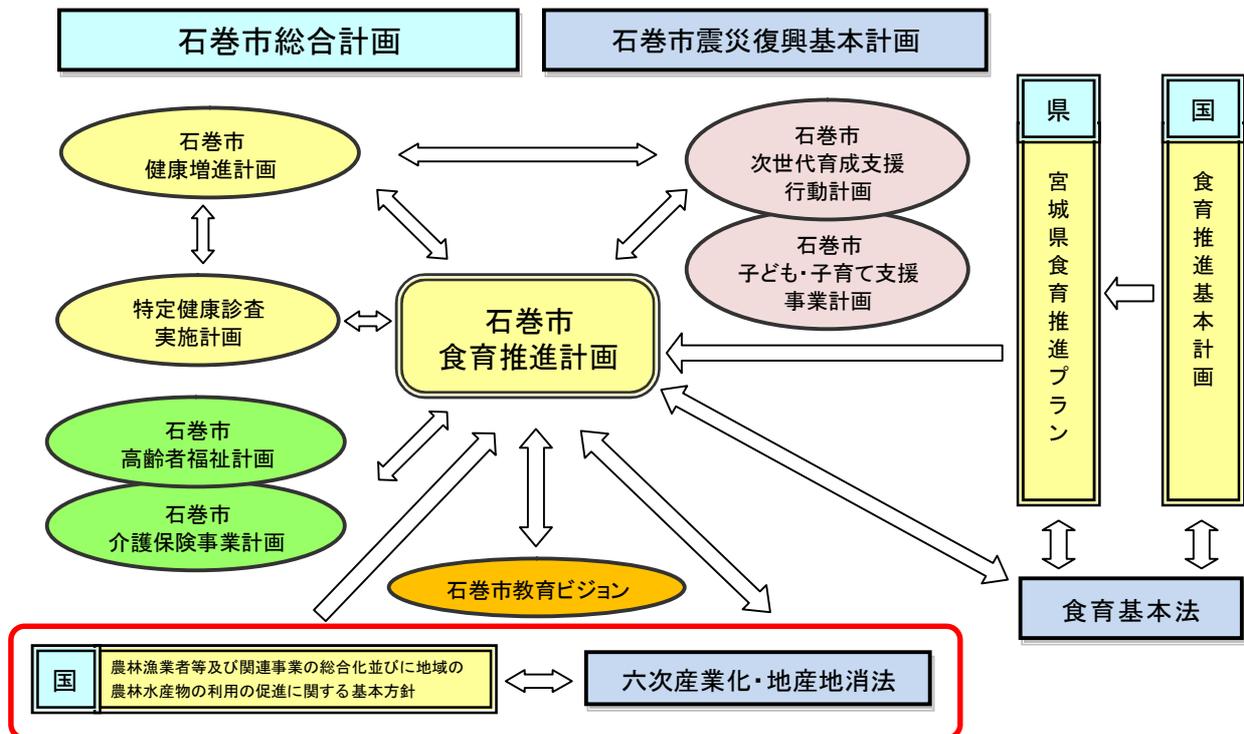
- 基本目標 1 県民一人一人が、食を生きる上での基本としてとらえ、健全な食生活と心身の健康増進を目指します。
- 基本目標 2 多彩で豊かな宮城の食材の理解と食文化の継承を通して豊かな人間形成を目指します。



これら国・宮城県が示す考え方、方向性を踏まえ、上位計画やその他関連計画との整合性を図り、市における食育推進の目標を設定し、具体的な取組とそれを支援する環境の構築を目指します。

4 計画の位置づけ

「石巻市食育推進計画」は、「食育基本法」第18条第1項に基づく市町村食育推進計画であり、国、県の食育推進計画との整合性を保ちます。また、「六次産業化・地産地消法」（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律）第41条第1項に基づく地域の農林水産物の利用の促進についての計画であり、国の農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針との整合性を保ちます。さらに、市の「石巻市総合計画」と「石巻市震災復興基本計画」（平成23年度から平成32年度）を最上位におき、最も深い関連がある「石巻市健康増進計画」と調和を図り、「特定健康診査実施計画」、「石巻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「次世代育成支援行動計画（平成27年度より子ども・子育て支援事業計画）」、「石巻市教育ビジョン」などと相互連携するものです。



5 計画の期間

本計画は平成26年度を初年度とし、平成30年度を目標年度とする5年間の計画となっています。